

ひまわり

テーマ インターネットと人権

ひまわり

はなこと ば けんしん じんけん あ たいよう む
花言葉(献身)が「人権」のイメージに合うことや、太陽に向かって
せいちよう こ じんけん せいしん せいちよう すがた かさ
成長していくところが子どもたちの心身の成長の姿と重なること
などから、人権のシンボルとされています。

せ かい じん けん せん げん 世界人権宣言

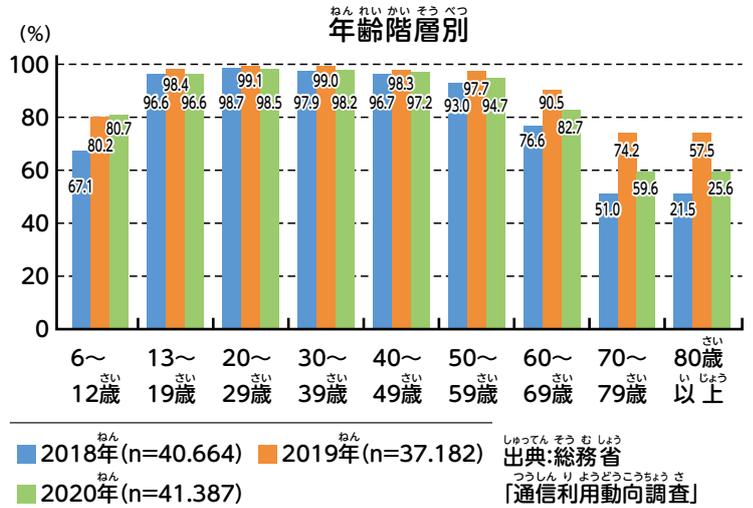
すべての人は生まれながらに平等で、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治、その他いかな
ることからによっても差別されるべきではない。すべての人が差別されることなく、世界人権宣言に
かか けん り じゅう きようじゆ ひと せんげん きてい けん り じゅう も
掲げる権利と自由を享受できる。すべての人がこの宣言に規定する権利と自由を持っているこ
と。また、すべての人は自分の住む社会に対して義務を負うこと。

インターネットの普及と人権侵害

インターネットは、情報の収集や発信、コミュニケーションの手段として、私たちの生活を飛躍的に便利なものにしていきます。

パソコンやスマートフォンなどの普及に伴い、利用方法も多様化し、子どもから大人まで、ほとんどの世代において幅広く活用されており、日常生活でなくてはならないものとなっています。

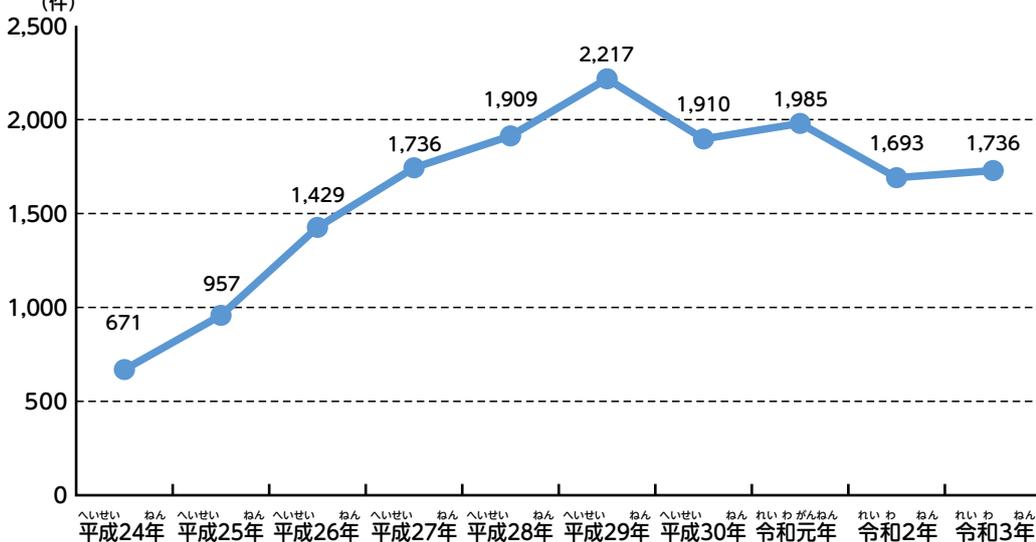
【世代別のインターネット利用率】



電子メールやSNS※1、動画視聴、商品の購入などの、利用者の増加に伴い、インターネットに関連した人権侵害が数多く発生しています。

※1 SNS…ソーシャルネットワーキングサービスの略であり、インターネット上で、個人同士が繋がれる場所を提供しているサービスの総称

【インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵害事件※2】



インターネット上の人権侵害事件
 人権侵害事件数は、プロバイダ事業者等への削除要請件数ベースで集計
 ※2 人権侵害事件…人権が侵害された疑いがある事件
 出典:法務省人権擁護局「令和3年度における「人権侵害事件」の状況について」

人権侵害事件として、プロバイダ事業者等に削除要請があった件数は、平成24年以降、急激に増加しました。平成30年には一旦減少しましたが、引き続き高い水準で推移しています。



気を
つけよう!

インターネットを使うとき、 こんなことしていませんか?

インターネットは便利ですが、知らない間に危険に巻き込まれたり、無意識のうちに人を傷つけたりする可能性があります。普段の使い方について、一度確認してみましょう。

- 匿名だからといって何でも書き込む
- 悪口や差別的な言葉を書き込む
- うそやうわさを書き込む
- 暴力的な、または侮辱する言葉で書き込む
- 安易に自分の写真や情報を掲載する
- 知り合いの住所や連絡先を無断で書き込む
- 心当たりのないメッセージに返信をする
- 根拠を確認せずに情報を拡散する
- ID・パスワードの管理を適当にする
- よく確認しないまま、添付ファイルを開く
- SNSで知り合った人と一人で会おうとする



これらの行為は
とても危険です。
よく考えて行動しましょう。

〇〇がこの間▲▲と一緒に
わるくちい
□□の悪口言ってたよー!!



せんじつ、●●町の〇〇邸に
あそ
遊びに行きました～!
めっちゃキレイだった!



載せられてるー!!
勝手に家の写真

〇〇クリニックで医療ミスが
あったそうです。拡散して。



大変!すぐに
広めなげや

インターネットによるトラブルの事例の紹介①

実際にあったケースをいくつか紹介します。

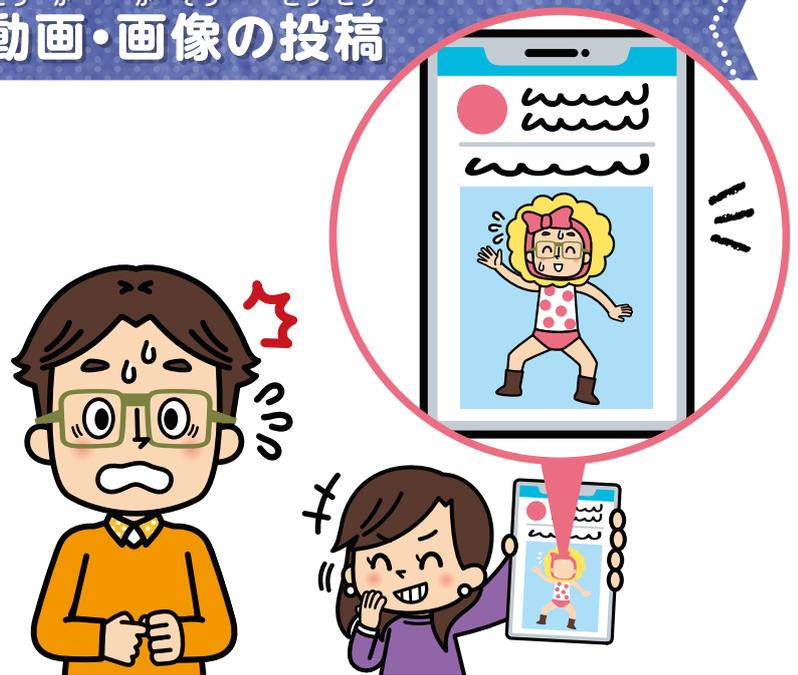
SNSにおける仲間外れや誹謗中傷

SNS等で、友人からのメッセージに返事をしなかったことがきっかけで、SNS上に、悪口を繰り返して投稿や拡散されたことによって、不登校になったケースがあります。



不適切な動画・画像の投稿

本人の許可なく友人が写真や動画などをSNS等に投稿したことで、他の友人から、からかわれ、いじめが始まりました。また、投稿を削除してくれないことで友人付き合いをやめてしまったケースもあります。



インターネットのいじめの特徴は、「情報があっという間に広がる」、「発覚しにくい」などがあります。

簡単に人の心を傷つけて、時には命にかかわるほどの深刻な事態になることがあります。



デマ・フェイクニュースの拡散 かくさん

殺人事件の容疑者と同姓であっただけで、Aさんを容疑者の親戚だと決めつける情報が書き込まれ、インターネット上で拡散されました。それを信じた人々から、容疑者とは無関係のAさんに対して、大量の脅迫電話や無言電話による誹謗中傷が繰り返されました。



未成年者誘拐被害 みせいねんしゃゆうかいひがい

SNS等で知り合った人に悩みを相談していたら、「慰めてあげるよ」など言葉巧みに誘い出され、直接会いに行ったところ、そのまま相手の自宅につれこまれてしまったケースがあります。



インターネットによるストーカー行為 こうい

SNS等でプロフィールや写真、近況などを投稿し、全てのの人に公開していると、面識のない人から「お付き合いしてください」と連絡が。それを断ったところ、脅迫的な言葉や、本人の住所を特定するメッセージが送られてきたケースがあります。



インターネットは簡単に情報発信ができる反面、プライバシーを侵害し他人を傷つけたり、誤った情報を多くの人に広めてしまうことがあります。また、一度情報が流れると、誰かが保存してしまえば、本人が削除しても、再びインターネット上へ公開される恐れもあります。

インターネット被害から 自分を守り相手を傷つけないために

インターネットの使い方についての知識やモラルを身につけることが必要です。利用する際は、下記のことを気を付けましょう。

自分を守るために

インターネット上の情報は、全てが正しいとは限りません。正しいとは限りませんと心得る



インターネットで知り合った人に一人で会いに行かない



SNS等でむやみに実名登録をしない

姓 KASUGA
名 MANABU

同じパスワードを複数のサービスで使用しない



身に覚えのない請求には絶対に料金を支払わない

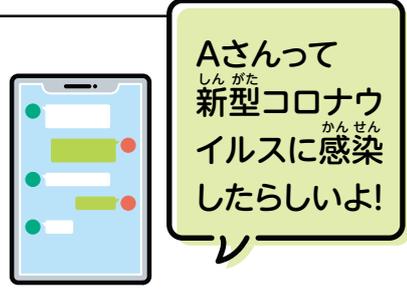
ご利用いただきましたので●月○日までに¥50,000円をお振込ください。

相手を傷つけないために

人の悪口や、差別侮辱する内容は書き込まない



根拠のないうわさ話を投稿・拡散しない



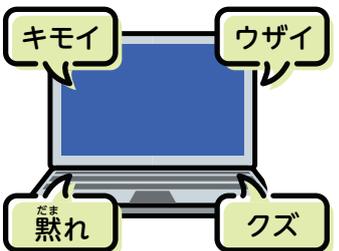
知り合いの連絡先や住所などの個人情報 を無断で掲載しない



人が映っている写真や動画を無許可で掲載しない



暴力的な言葉を使わない、言葉の選択に注意をする



家庭で気を付けること

インターネットを利用する際には、家族でよく話し合っ、適切な使用方法を確認しましょう。

インターネットと人権について話し合しましょう

人権意識やモラルについて普段から家族や友達と話し合い、トラブルに巻き込まれることのないように、注意しましょう。



家庭でルール作りをしましょう

ルールを守ることは、自分を守ることに繋がります。家族で話し合っ、ルールを作り、安全で有意義なインターネットの利用に役立てましょう。

【ルール作りの例】

- 利用時間や利用場所の確認をする
- 相手への思いやり、配慮などを取り入れる
- 身近な人権について意識する

インターネット
利用ルール



困った時は、ひとりで悩まず相談しましょう!

インターネット上で人権侵害を受けた場合は、まずは周囲の信頼できる人や、法務局・地方自治体の相談窓口にご相談しましょう。



インターネットや電話でも相談できます。

<https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html>

福岡法務局筑紫支局 TEL 092-922-2881

秘密厳守

相談無料



法務局
ウェブサイト

最後に…

インターネットの向こう側にも、あなたと同じように、ひとりの人間がいます。匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。匿名の書き込みも、調査をすれば、発信者を特定することができ、罪に問われることもあります。また、SNSなどへの何気ない書き込みが、取り返しのつかない事態を引き起こす可能性もあります。顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重し、配慮することを忘れず、インターネットを利用しましょう。



そう だん まど ぐち
相談窓口



めん だん しょう だん よ やく ぶ よう
面談による相談（予約不要）

じん けん よう ご い いん
人権擁護委員
による
てい れい じん けん そう だん
定例人権相談

にち じ まい つき だい か よう び ご ぜん じ ご ご じ
日時：毎月第1火曜日 午前10時～午後3時
かい じょう かす が し やく し ょ かい し じん そう だん し つ
会場：春日市役所2階市民相談室
たん とう かす が し じん けん だん じ ょ き ょ う どう さん か く か
担当：春日市人権男女共同参画課
TEL 092-584-1201

でん わ そう だん
電話での相談

【みんなの人権110番】 TEL 0570-003-110

【子どもの人権110番】 TEL 0120-007-110 (通話無料)

【女性の人権ホットライン】 TEL 0570-070-810



じん けん けい ほう さっし
人権啓発冊子

だい 31 集
第31集

ひまわり

2022年
(令和4年)12月

はつ こう
発行
かす が し し じん ぶ
春日市 市民部
じん けん だん じ ょ
人権男女
き ょ う どう さん か く か
共同参画課

かす が し だん じ ょ き ょ う どう さん か く し ょ う ひ せい か つ
春日市男女共同参画・消費生活センターじよなさん

ふく おか けん かす が し ひかり まち ち ょ う め ほん ち
〒816-0806 福岡県春日市光町1丁目73番地
TEL:092-584-1201 FAX:092-584-1181
メール: jyonasan@city.kasuga.fukuoka.jp



かす が し じん けん けい ほう さっし えつらん
春日市ウェブサイトでも人権啓発冊子「ひまわり」を閲覧できます。

<https://www.city.kasuga.fukuoka.jp/>

春を
祝う 50
年